

ポイント別表【レストラン】(販促プラン契約者向け)

●ポイントの付与について

1. 付与対象取引

(1) ネット予約・来店による付与

当社がポイント付与の対象とする予約サービスを利用した、ぐるなび会員による加盟者店舗等への来店

2. 負担ポイント数算定期間

(1) ネット予約・来店による付与

各月 1 日から末日までとする。

3. 負担算定基準価格

(1) ネット予約・来店による付与

拠出金は、飲食代金にかかわらず、毎月 1 日時点で加盟者が選択したポイント付与数に応じて算出した金額とする。

4. 負担算定基準日

(1) ネット予約・来店による付与

来店日

5. 負担ポイント数の変更期間

(1) ネット予約・来店による付与

来店日の翌日から 6 日以内とする。

6. ポイント原資の支払

(1) ネット予約・来店による付与

毎月末日締めとし、負担ポイント数算定期間の翌々月末日(金融機関休業日の場合、前営業日)までに支払う。

※利用者の申告によりポイント付与の条件に合致したことにより当社がポイント付与を行った場合は、当社は拠出金の精算を求め、加盟者はこれを拠出しなければならない。

※利用者に付与されたポイントの拠出金は返還しない。但し、当社の過失により誤って付与された場合を除く。

7. 請求繰越基準額

(1) ネット予約・来店による付与

なし

●ポイント利用について

1. 利用対象取引

(1) 来店

当社がポイント利用の対象とするサービスを利用した、ぐるなび会員による加盟者店舗等における飲食取引

2. 利用ポイント数算定期間

(1) 来店

① 各月 1 日の 8 日前(1 日を含まない)から 15 日の 8 日前(15 日を含まない)まで(最終日を締め日という)

② 各月 16 日の 8 日前(16 日を含まない)から末日の 8 日前(末日を含まない)まで(最終日を締め日という)

3. 利用算定基準価格

(1) 来店

加盟者店舗等における飲食代金

4. 利用算定基準日

(1) 来店

来店日

5. 利用ポイント数の変更/変更期間/確定日

(1) 来店

来店日の翌日から 6 日以内とする。

6. 精算金の支払

(1) 来店

① 利用ポイント数算定期間①については、締め日の属する月の翌月 15 日(金融機関休業日の場合、前営業日)までに支払う。

② 利用ポイント数算定期間②については、締め日の属する月の翌月末日(金融機関休業日の場合、前営業日)までに支払う。

※当社は、利用ポイントにつき利用者から異議があった場合、当該利用ポイントにかかる精算金の支払を留保することができる。

※加盟者は、精算金につき異議がある場合、利用ポイント数算定期間満了後 7 営業日以内に当社に対しその旨を通知する。当社は、当該通知を受領した場合、加盟者と協議の上、精算金額を決定するものとし、金額が決定した日が属する月の翌月末日までに当該金額を支払うものとする。

※当社が加盟者に対する精算金の支払いを留保する場合、当該留保にかかる精算金の支払いについては、利息は付さないものとする。

7. 支払留保基準額

(1) 来店

なし

以上

改定日 2021 年 9 月 1 日

改定日 2022 年 4 月 1 日

改定日 2024 年 1 月 25 日